

令和2年3月23日
松本信用金庫

新型コロナウイルスの影響に伴う

「事業性貸出条件変更手数料」の免除について

当金庫では、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、売上減少などの影響を受けている事業者さまの支援を目的として、既存融資金の返済条件等の変更手続きに必要な手数料を免除する取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

また、当金庫では令和2年2月18日（火）より、「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた緊急融資相談窓口」を当金庫本支店に設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

記

1. 概要

対象のお客さま	新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている事業者さま
免除する手数料	条件変更手数料：5,500円（4月より11,000円）

2. お取扱い期間

令和2年3月23日（月）～ 令和2年9月30日（水）

3. その他

ご不明な点は、お取引店へお問合せ下さい。

以 上